

答申第131号

平成29年12月4日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に
基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成29年11月7日付佐市財産第409号により諮問がありました「佐賀市役所本庁舎1階への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 収集した個人情報の保存については、条例の趣旨に則り、目的達成のために必要最小限の期間とするよう十分な検討を行うこと。
- 2 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。